

政務活動費の減額について（案）

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の取組として、政務活動費を減額する。

2 金額

条例で定める本来の1人当たり交付月額（33万円）の45%を会派分から減額する。
うち30%は減額中であるので、今回はそこに15%を上乗せする。

	現行月額(30%減)	改正後
交付月額	231,000円	181,500円
（議員分	180,000円	180,000円)
（会派分	51,000円	1,500円)
減額総額	30,294,000円	

3 期間

令和2年7月から令和3年6月

4 手続

6月定例会会議において、政務活動費条例を改正するとともに、補正予算で減額する。

5 減額された財源の用途

新型コロナウイルス感染症対策に係る医療対策、福祉対策経費等に充てられることを想定